令和元年12月9日

第3回 札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議

第2回検討会議の振り返り

(1)第2回検討会議における主な意見

- 観光振興の方向性と事業規模についての意見
 - 札幌市の観光施策において、量から質へ転換するときにはまちづくりの視点も重要。
 - 観光振興の方向性と施策展開に異論はないが、それを実現していくことが最も重要。
 - 観光振興の方向性の中でも、地域間競争が激しくなる状況においては、魅力を増していくことが何よりも重要。
 - 人口減少と高齢化により税収が減っていく一方で社会保障費も嵩む中にあって、観光によって街の機能を維持していくことが、札幌の経済成長を牽引していく観光の振興を図っていかなければいけない理由であり、新たな財源の必要性が理解できる。
 - ・ 検討の背景にある財政状況を含め、財源が必要であることのロジックや今後の観光振興策の具体的な事業とその規模感を共通 認識とすることが必要。
 - 今後取り組む観光振興策として、特に定山渓地域に力を入れていくべき。
 - 入湯税や北海道の検討している税、さらに国の消費税といった多重の課税により多額となっては、観光消費の減退をもたらす。
 - 宿泊税を導入することについては、合意はしないが阻止もしない。反対意見があったことも記録してほしい。

(2)第2回検討会議のまとめ

新たな財源が必要な状況であり、その確保手法として「宿泊税」が妥当である。

宿泊税を導入する場合の論点について、委員の意見を踏まえた答申内容(案)を基に議論を深める。

答申の構成(案)

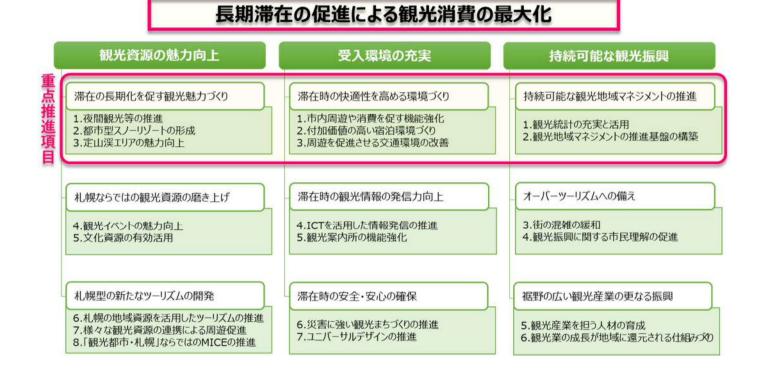
- Ⅰ 札幌観光の現状と課題認識 …
- Ⅱ 今後取り組むべき観光振興の方向性
 - 1 現在の取組の方向性(札幌市観光まちづくりプラン) ----
 - 2 今後の取組の方向性
 - (1) 施策展開における戦略目標
 - (2) 観光振興の方向性と施策展開における重点推進項目
- Ⅲ 新たな財源の在り方について
 - 1 財源の必要性
 - 2 財源の在り方 宿泊税の制度設計にあたっての考え方

※答申案の段階で記載

Ⅱ 今後取り組むべき観光振興の方向性について

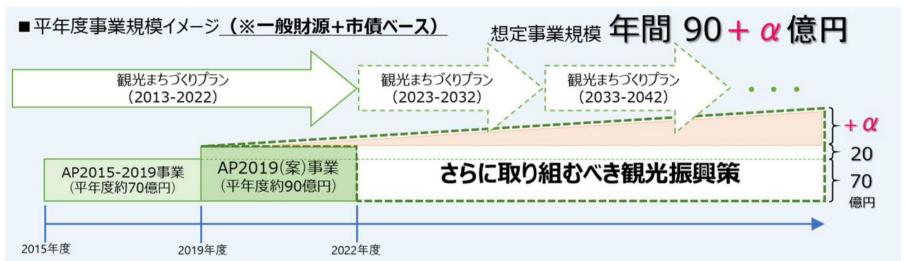
戦略目標

2 今後の取組の方向性



- ・観光を取り巻く状況の変化に的確に対応し、今後も多くの観光客に選ばれる魅力的な観光地であり続けるためには、戦略性を持って観光施策を展開することが必要。
- ・今後は、観光客入込数の増加はもとより、特に観光消費の拡大を強く意識した取組を進めることが重要。
- ・市内唯一の温泉街である定山渓については、都心部と定山渓の周遊などによって、札幌市全体として戦略目標である長期滞在の促進につながることから、その観光振興についても積極的に取り組んでいくべき。

- Ⅲ 新たな財源の在り方について
 - 1 財源の必要性



《参考》 札幌市の観光関連予算(一般財源+市債ベース)は、2009年度15.6億円、2014年度67.9億円、2019年度70.7億円であり、10年前と比較すると約4.5倍となっている。

- ・札幌観光の経済効果をさらに高めていくには、より一層の観光振興の取組が求められ、その推進にあたっては財源の確保が必要。
- ・観光を取り巻く状況が絶えず変化するなか、観光振興の方向性に沿った施策を戦略的に展開し、札幌の地域経済を維持・発展させていくためには、更なる継続した投資が必要になると推測される。
- ・限られた財源の中で今後の行政需要に対応していかなければならない状況を鑑みると、札幌市が観光振興に取り組んでいくうえでは、中長期的な視点から安定的な財源を新たに確保することが必要。
- ・その負担の在り方としては、行政サービスの受益に応じた負担を求めるという観点が重要。

Ⅲ 新たな財源の在り方について

- 2 財源の在り方
- ・他の自治体の先行事例や法的な制約などを鑑み、受益者となる観光客に負担を求める観光振興を目的とした新たな財源の在り方を検討。
- ・東京都などが法定外目的税として導入している「宿泊税」が妥当との意見が多数を占めたが、一部に反対意見もあった。 入湯税も使途の一つに観光振興があり、宿泊者にとって事実上税が重複するほか、本年10月の消費税増税に加え、北海道が検討している観光振興を目的とする法定外目的税が重なるため、観光需要の抑制につながることに対する懸念が示された。
- ・札幌市の財政状況や継続的な観光振興の必要性等を共有したうえで、観光振興における受益と負担の関係や、対象者の捕捉の容易性、財源の安定性と継続性、また他自治体の事例を踏まえた実現可能性などを総合的に勘案した結果、宿泊税が妥当であるとの結論に至った。

財源(具体例)	導入自治体 (類似事例)	内容	対象者 の捕捉	対象者 の数	受益と負担	課題
遊漁行為に対する課税 (遊漁税)	山梨県富士河口湖町	【対象】 河口湖で遊漁行為をする者 【税率】 200円/日	容易	少ない	明確	市内において対象者が多いとは考え にくい
特定施設の駐車場利用 に対する課税 (乗鞍環境保全税)	岐阜県	【対象】乗鞍鶴ヶ池駐車場の利用者 【税率】定員30名以上 3,000円/台 乗合バス 2,000円/台 定員11~29名 1,500円/台 定員10名以下 300円/台	困難	少ない	明確	市内において課税対象となる施設が少ない
入域行為に対する課税 (環境協力税)	沖縄県伊是名村 (沖縄県伊平屋村、 渡嘉敷村、座間味村)	【対象】旅客船、飛行機等による入域者 【税率】 100円	困難	多い	市民の日常 行動が多分 に含まれる	一般道路等による入域行為の捕捉 がほぼ不可能
宿泊行為に対する課税 (宿泊税)	東京都 (大阪府、京都市、金沢市、 倶知安町、福岡県、福岡市)	【対象】東京都内のホテル・旅館の宿泊者 【税率】1泊あたりの宿泊料金に応じた以下の額 1万円以上1万5千円未満 100円/泊 1万5千円以上 200円/泊	容易	多い	他の行為に 比べ明確	担税力に応じた公平な負担が必要入湯税との重複感
法定目的税の超過課税 (入湯税)	北海道釧路市 (北海道上川町、大分県別府市)	【対象】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・登録旅館の宿泊者(阿寒地域のみ) 【税率】 250円/泊(日帰り客は変更なし)	容易	少ない	他の行為に 比べ明確	課税対象となる施設が限られる
寄付金	神奈川県鎌倉市 「かまくら想いプロジェクト」	【対象】 事業意向に賛同した者 【金額】 クラウドファンディング(目標額 100万円)	善意や 協力に 基づく	-	必ずしも結び つかない	安定性、継続性の確保が困難

- Ⅲ 新たな財源の在り方について
 - 2 財源の在り方(宿泊税の制度設計にあたっての考え方)
 - (1) 課税要件 (課税客体・納税義務者・徴収方法)

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
課税客体	ホテル等への 宿泊行為	ホテル等、民泊への宿泊行為 (大阪府は特区民泊を含む。)					
納税義務者	上記施設への宿泊者						
徴収方法	特別徴収						

《論点》

- ○課税客体(納税義務者)・・・・・民泊への宿泊行為(宿泊者)
- ○徴収方法・・・・・特別徴収と特別徴収義務者
- 委員からの主な意見
- ・民泊であってもホテルであっても同じ泊まるという行為に変わりはないので、民泊に泊まる方も納税義務者とするべき。
- ・10年前に民泊を想定できなかったように、今後の宿泊形態が多様化していくことは容易に想像できるため、現時点で例外を設けるべきではない。

- ・負担の公平性を十分に考慮し、旅館業法に規定する宿泊施設(下宿を除く。)及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設への宿泊行為を対象とすべき。
- ・納税義務者が宿泊施設の宿泊者であることから、宿泊事業者による特別徴収が適当である。
- ・宿泊事業者の事務的な負担について一定の配慮を検討する必要がある。

Ⅲ 新たな財源の在り方について

- 2 財源の在り方(宿泊税の制度設計にあたっての考え方)
- (1) 課税要件(税率・免税点)

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
7,000円未満	非課税	非課税	200円	200円 200円	2%	200円 (福岡市内50円)	200⊞
10,000円未満	非課税	100円					200円 (市税150円
台 15,000円未満	100円	100円					+ 県税50円)
税 20,000円未満率 20,000円未満		200円					
50,000円未満	:満 200円	300円	500円				500円
50,000円以上	. •		1,000円	500円			(市税450円 +県税50円)
免税点	10,000円	7,000円			なし		

《論点》

○税率(税額)・・・・税率の設定

○免税点 ・・・・ 免税点の有無

■ 委員からの主な意見

- ・定額制は量を求める政策と定率制は質を求める政策と親和性が高く、質を求める政策に重点を置くのであれば定率 制が望ましい。
- ・定額制は低価格となるほど負担感が増すため、自ずと負担感への配慮により免税点の導入を検討することになってしまうが、定率制は担税力に基づく公平感が担保される。
- ・定率制にした場合、宿泊事業者の宿泊者への説明負担と計算の煩雑さを考えると現実的ではない。
- ・北海道と異なる制度になること、過重な負担となることを避けるよう北海道と協議をしてほしい。

・税率については、担税能力に応じた負担を求めるといった視点や、特別徴収義務者である宿泊事業者の徴収に係る事務的な負担などを考慮しながら、公平・中立・簡素などの税の原則に則った十分な検討が必要。

- Ⅲ 新たな財源の在り方について
 - 2 財源の在り方(宿泊税の制度設計にあたっての考え方)
 - (1) 課税要件(課税免除)

	京都市	倶知安町
課税免除	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他の学校行事に参加の児童、生徒又は学生及び引率者	・小学校、中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び 引率教員 ・職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支 払って宿泊する中学生、高校生、専門学生及び大学生

《論点》

- ○課税免除・・・・修学旅行生の取扱い
- 委員からの主な意見
- ・本来は課税対象となるべきであるが、将来的なリピーターとなることや教育効果を踏まえて、免税とすることに一定の合理性がある。

・課税免除に係る宿泊事業者の事務的な負担への考慮の一方で、修学旅行生が教育目的であること、将来的な札幌市の観光客になり得ることを踏まえた検討が望ましい。

- Ⅲ 新たな財源の在り方について
 - 2 財源の在り方(宿泊税の制度設計にあたっての考え方)
 - (2) 使途の明確化について
 - 委員からの主な意見
 - ・入湯税の使途に不信感がある。払拭して新たな税に発展させていただきたい。
 - ・実際には宿泊者が支払いするという視点の中で、その宿泊者が納得していただける、 宿泊事業者も宿泊者に対して説明して、納得していただけるような仕組みづくりをしてほしい。

税収の使途について、どのような事業に使われるのか、また使われたのか、納税者に対する透明性を確保するための仕組みを構築すべき。

- (3) 観光振興を協議する組織の設置について
 - 委員からの主な意見
 - ・民間事業者や観光協会、大学(有識者)を入れて戦略を考えていく座組が必要。
 - ・どういう方向性で来年はこういうことに使いたいなど、宿泊税について話し合いをする場を 必ず設けていただくということの確約が欲しい。

定期的に札幌の観光振興について協議する場として、札幌市と有識者、観光関連事業者等からなる組織を設置すべき。

- Ⅲ 新たな財源の在り方について
 - 2 財源の在り方(宿泊税の制度設計にあたっての考え方)
 - (4) 入湯税との調整について
 - 委員からの主な意見
 - ・入湯税を引き下げた事例がある。
 - ・道の税と市の宿泊税・入湯税を合わせた金額が宿泊者にとって過重な負担とならないよう に調整していただきたい。

宿泊税を新設する場合、入湯税の税率について、納税者にとって過重な負担とならないよう一定の調整を検討する必要がある。

- (5) 関係自治体との調整について
 - 委員からの主な意見
 - ・北海道としても新たな財源確保の検討が進んでいることを踏まえた議論が必要。
 - ・北海道と札幌市で、片や定率、片や定額といったわかりにくい制度にならないよう、北海道と協議すべき。

納税者となる宿泊者の納得を得るために、広域自治体としての観光振興を担う北海道との役割分担を調整する必要がある。